

大日本帝国國政府

首題ニ關シテハ昭和十八年三月十日大東亞省連絡委員會第一部會決定「南方甲地域ニ於ケル事業ノ費用等ノ取扱ニ關スル件」第三號及

南方海軍地域ヨリノ事業關係内地送金取扱要領
ニ關スル件通牒

南政機密第一〇三七號

昭和十八年十二月十九日

海軍省總理同長

國立公文書館
National Archives of Japan

大日本帝国憲法

別編
卷一

南方中地城ニ於ケル事染ノ如用等ノ取扱ニ關スル件

大東亞首連總委員會第一部會決定

等卷二付テハ獨富也ノ體

一、南方中地域ニ於ケル事業（南方事業）ニ付テハ獨當者ノ體ノ事
業ト別シテ其ノ收支計算ヲチ鳥サシムルモノトス
二、南方事業ニ觸スル費用ニシテ總拂ノモノヲ塊通貿通ニテ核算
シ又ハ塊地通貿拂ノモノヲ國庫ニテ累計ゼントスル場合ニ於テ
ハ之力換算率ハ差額り取算上通用スル換算率ニ依ルモノトス
三、南方事業ニ觸スル費用ニシテ本邦ニ於テ支拂ヲ要スルモノニ付
テハ該當者ノ資金状態費用ノ往復等ヲ勘査シ當局ノ承認スル後
度ニ於テ其ノ資金ノ本邦同送金ヲ認ムルモノトス
四、獨當者ノ資金状態真ノ偽ノ辨別ニ依リ特別ノ必要アル場合ニ於
テハ前項ニ準ジ南方事業ヨリ生ジタル相融金ノ送金ヲ認ムルモノトス

ト
ス

大日本帝国通志

卷之十八

「南方中道城ニ於ケル事務ノ實用寺ノ取扱二機スル件」第三二
方事業ニ觸セシムヘキ本邦拂置用ノ範圍立ニ之力本邦同送金ハ產出リ
左記各項ノ定ムル處ニヨル

記

範例 南方及華東兩大區之機器及工具之運送，由本局轉交各該地方法院或檢察院。

一、南方事務ニ關セシムヘキ本邦貿易用ノ範圍ハ左記各號ノ一二該當シ
（一）南方事務ノ為本邦ニ於テ支拂テ要スルモノニ限ルモノトス
（二）物件及材料費
（三）物件及材料ハ左ニ協タルモノニシテ南方事務ニ供スルモノトス
（四）物件ト機械装置、船舶、運搬具、器具、備品等
（五）材料ト主要材料、部分品、補助材料、消耗工具、器具、備品等
（六）勞用消耗品等
(2) 物件及材料費ハ物件及材料ノ買入代價ニ買入手取料、引取運賃、
宿泊料、保稅料、關稅料及運賃、開港税等買入及支出ニ要

(乙) 物件及材料置八物件及材料，賈人代貳二員入手，收料、引取，送員、商道、何役費、保稅料及運資、開悅寺賈人放送出二安

大日本帝國政府

大日本帝國政府

- (3) (2) (1)
- 事務所費 事務費 事務用消耗品費

福利施設費

（1）（2）（3）
事務所費 事務費 事務用消耗品費
福利施設費

- (3) (2) (1)
- 事務費 事務用消耗品費
- 福利施設費
- （1）人件費
専ラ 南方事業、事務ニ從事スル人員ニ關スル俸祿、給料、賞與、手當、健康保険料、退職積立金及退職手當法等ニヨル負擔金、旅費
（2）等モ
（3）本邦ニ於ケル 南方事業營運費
直接 南方事業管理ノ爲本邦ニ於テ支拂チ要スル費用ニシテ左ニ掲ク
生命保險料等
- （4）役員報酬、給料實銀、從業員賞與手當、文慶料、赴任又ハ出張旅費
要トスルモノ
- （5）兩方在勤ノ役員又ハ從業員ニ關スル左記費用中本邦ニ於テ支拂チ必
要トスルモノ
- （6）本邦ニ於ケル 南方事業營運費
直接 南方事業管理ノ爲本邦ニ於テ支拂チ要スル費用ニシテ左ニ掲ク
生命保險料等

大日本帝國政府

大日本帝國通報

(一) 南方事業ノ爲ノ事務所ニ關スル經費、地代又ハ家賃、保険料、修繕費、其ノ他維持費等

(二) 南方事業ノ爲ノ事務所ニ關スル經費、地代又ハ家賃、保険料、修繕費、其ノ他維持費等

(三) 南方事業ニ屬スル本邦拂費用ノ本邦向送金ノ取扱ハ左記各號ニヨル

(四) 物件及材料費ノ送金ニ付テハ現地州知事ヘ民政部直轄區域ニ在リテハ民政部長官トス、以下同ジノモニ付テハ事業者ノ本邦ニアル本店但シ一件五萬圓相當額以上ノモニ付テハ事業者ノ本邦ニアル本店(又ハ之ニ準ズルモノ)ニ於テ源メ海軍省南方政務部長ノ證明ヲ受タルコトヲ要スルモノトス

(五) 本邦ヨリ南方事業ノ爲既存施設等ヲ移駐セルモノニ付テハ當分ノ間其ノ代り金ノ送金ヲ爲スコトヲ得サルモノトス

(六) 本邦在勤ノ役員又ハ從業員ニ關スル賃費ノ送金ニ付テハ一般在留日本人ノ本邦向送金ニ關スル取扱ニヨルモノトス

(七) 南方在勤ノ役員又ハ從業員ニ關スル賃費ノ送金ニ付テハ一般在留日本人在勤ノ役員又ハ從業員ニ關スル賃費ノ送金ニ付テハ一般在留日但シ前項ノ本邦向送金ニシテ一地域ニアル事業ヨリノ送金額一ヶ月

(八) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(九) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(十) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(十一) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(十二) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(十三) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(十四) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(十五) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(十六) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(十七) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(十八) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(十九) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(二十) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(二十一) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(二十二) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(二十三) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(二十四) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(二十五) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(二十六) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(二十七) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(二十八) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(二十九) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(三十) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(三十一) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(三十二) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(三十三) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(三十四) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(三十五) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(三十六) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(三十七) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(三十八) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(三十九) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(四十) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(四十一) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(四十二) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(四十三) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(四十四) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(四十五) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(四十六) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(四十七) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(四十八) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(四十九) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(五十) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(五十一) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(五十二) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(五十三) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(五十四) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(五十五) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(五十六) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(五十七) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(五十八) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(五十九) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(六十) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(六十一) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(六十二) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(六十三) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(六十四) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(六十五) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(六十六) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(六十七) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(六十八) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(六十九) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(七十) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(七十一) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(七十二) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(七十三) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(七十四) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(七十五) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(七十六) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(七十七) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(七十八) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(七十九) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(八十) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(八十一) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(八十二) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(八十三) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(八十四) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(八十五) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(八十六) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(八十七) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(八十八) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(八十九) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(九十) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(九十一) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(九十二) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(九十三) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(九十四) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(九十五) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(九十六) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(九十七) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(九十八) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(九十九) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

(一百) 本邦向送金ノ送金額一ヶ月

新開新舊費

府政國帝本日大

一、萬圓相当額ヲ起ユルモノニ付テハ事業者ノ本邦ニアル本店へ又
ハ之ニ準スルモノニ付テ該海軍省南方政務部長ノ證明ヲ受ク
ルコトヲ要スルモノトス
曰、本邦ニ於ケル南方事業管轄ノ送金ニ付テハ現地知事ノ許可ヲ
要スルモノトス
但シ南方各地域ニ在ル事業よりノ送金額ノ合計一ヶ月一萬圓相当
額ヲ起ユルモノニ就テハ事業者ノ本邦ニアル本店へ又ハ之ニ準ス
ルモノニ付テ該海軍省南方政務部長ノ證明ヲ受クルヲ要スル
モノトス
四、南方事業ノ總額ニ付ヒ而文入ノ本邦ニ於テ該役人ニ對シ文札ヲ要
スル體受資産又ハ權利等ノ代り金ノ送金ニ付テハ現地知事ノ許
田ヲ要スルモノトス
但シ前項ノ本邦同送金ヲナサンタルスルトキハ本邦ニアル該受人ニ
於テ該海軍省南方政務部長ノ證明ヲ受クルヲ要スルモノトス

大日本帝国憲法

大日本帝國勅諭

別紙第二

南方事業ニヨリ生シタル利益金ノ本邦向送金ノ取扱要領

「南方甲地域ニ於ケル事業ノ費用等ノ取扱ニ關スル件」第四ニヨリ
南方事業ニヨリ生シタル利益金ノ本邦向送金ノ取扱ハ差當リ左記ニ
ヨル

記

一、南方事業ニヨリ生シタル利益金ノ本邦向送金ヲ爲シ得ル場合及限
度次ノ如シ

一、本邦ニ本店ヲ有スル南方事業擔當者ノ本邦ニ於テ左記各號ノ爲
支拂チ要スル資金ニシテ且該送金ヲナスニ非サレハ其ノ支拂ニ
署シキ支障ヲ生スル場合トス
(イ) 社債又ハ借入金ノ利子支拂
(ロ) 株式配當金ノ支拂
(ハ) 社債又ハ借入金ノ返済

大日本帝國政府

大日本帝國通報

(四) 指定又ハ個人金、支拂

(五) 指定又ハ個人金、支拂

者ニテ支拂ヤ半スル額合イズ
支拂セ要求スル資金ニシテ且賄送金ヤナスニ與セノハ其ニ支拂ニ
「本浜ニ本浜セ事ヌル南洋事業費、本浜ニ貯セ玉積各物、總
額大ニ堪シ

「南洋事業ニシテ主ニモル賄送金、本浜向賄送金ヤ額ニ同ル額合更期

請

南洋事業ニシテ主ニモル賄送金、本浜向賄送金、運送ハ茲當リ本浜ニ
「南洋甲駆賦ニ付セル事業、費用等、運送ニ關スル特一議議ニセリ

南洋事業ニヨリ主ニモル賄送金、本浜向賄送金、埠頭費等

開港場二

「前各號ノ支拂賄送金ヲ南方事業擔當者ノ有スル各店舗ニ於テ分擔
スル場合ニ在リテハ送金額ハ擔當者ノ總利益金ニ對シ各店舗ノ
利益金ノ占ムル割合ニヨリ算出シタル限度トス

二、前項ニヨル本邦向送金ニ付テハ現地州知事ノ許可ヲ要スルモノト
ス

尙右送金ヲナサントスルトキハ像メ其ノ送金ノ必要ナル事由並ニ
金額ニ付擔當者ノ本邦ニアル本店（又ハ之ニ準スルモノ）ニ於テ
海軍省南方政務部長ノ證明ヲ受クルモノトス

大日本帝國政府政報